

消費増税延期で懸念される格下げとその影響

2016年6月3日

<消費増税の延期を表明>

安倍首相は、6月1日に首相官邸で記者会見を行い、消費税の税率10%への引き上げを2017年4月から2019年10月まで2年半延期することを正式に表明しました。延期の理由として、首相は「新興国や途上国の経済が落ち込んでおり、世界経済が大きなリスクに直面している」ことや「熊本地震により九州の広い範囲にわたって経済や暮らしが打撃を受けている」ことなどが、日本経済にとって新たな下振れリスクとなっている点を挙げています。これまで首相は、「リーマン・ショック級や大震災級の事態が発生しない限り、予定どおり来年4月から10%に引き上げる」との判断を示していましたが、そうした事態に至っていないことを素直に認めた上で、消費増税延期についての「新しい判断」について、7月の参議院選挙で「国民の信を問う」との方針を示しました。また首相は同時に、今秋に景気対策（総合的かつ大胆な経済対策）を策定することや、2020年度の財政健全化目標は堅持することも表明しました。

<日本国債格下げの可能性について>

消費税の税率10%への引き上げが延期されたのは今回が2度目になります。前回の増税延期（2014年11月）の際には、延期の発表から1年以内に海外の大手格付会社3社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、ムーディーズ）、スタンダード・アンド・プアーズ（以下、S&P）、フィッチ）の全てが日本の自国通貨建て長期債の格下げを行いました。

前回の増税延期後の海外格付会社の日本の自国通貨建て長期債格下げ

	ムーディーズ	フィッチ	S&P
変更日	2014年12月1日	2015年4月27日	2015年9月16日
格下げ幅	Aa3 → A1	A+ → A	AA- → A+

（出所：ブルームバーグ）

この例に倣うと、今回の消費増税の再延期についても、海外の大手格付会社による日本国債格下げの可能性は高まったとも考えられます。これまで政府は、2017年4月の消費増税を前提として、2018年度にプライマリー・バランス（基礎的財政収支）の赤字幅を名目GDP（国内総生産）比で1%程度に縮小した上で、2020年度にはプライマリー・バランスの黒字化を図るというスケジュールにおいて、財政健全化の道筋を示してきました。こうした財政再建に向けた取り組みが日本国債の格付けを支えていましたが、今回の消費増税の再延期に伴い、少なくとも2018年度の中間目標については達成が困難となるなど、財政再建への展望が不透明になりました。1日の記者会見で安倍首相は2020年度の財政健全化目標を堅持する旨を力説しましたが、財政再建が遅延するリスクが高まったと格付会社が判断すれば、遠からず1段階程度の格下げが行われる可能性もあると判断しています。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

<日本国債が格下げされた場合の影響>

日本国債が格下げされた場合に懸念されるのは、財政プレミアムが表面化することによる、いわゆる「悪い金利上昇」の可能性です。格下げの程度によっては、日本国債のリスク・ウェイト(保有する資産の種類ごとに危険度を表す指標)が上昇するため、海外投資家が機械的に日本国債の売却を迫られることも想定されます。ただ、海外の大手格付会社3社がそれぞれ1段階の格下げを行う程度であれば、日本国債はシングルA格の格付けを保持できるため、そうした可能性は高くないものと考えています。

また、格下げを契機として、ヘッジファンドなどの投機筋が日本国債に売りを仕掛けるようなことも想定されますが、日銀による巨額の国債買い入れによりマイナス金利が常態化し、国内投資家の国債運用は困難を極めていることから、そうした売りが仕掛けられたことによる金利上昇は、国内投資家にとって、国債購入のチャンスとなるものとみています。また、仮に日本国債が格下げされた場合でも、現行の金融政策の下では金利上昇の余地は大きくないものと判断しています。

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会